

平成27年度履行状況調査に係るフォローアップ調査の調査結果 【中央大学】

平成28年4月20日
公的研究費の適正な管理に関する有識者会議

1. 目的等

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）（以下「ガイドライン」という。）第7節に定めるフォローアップ調査は、履行状況調査又は機動調査を行った年度の翌年度に、履行状況調査又は機動調査の結果、管理条件を付与された機関を対象として、当該機関の管理条件（改善事項）の履行状況を把握することを目的として実施するものである。

フォローアップ調査は、ガイドライン及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の第7節に定める調査及び措置に関する要項のほか、平成28年度フォローアップ調査の実施方針に基づき実施した。

2. 調査対象・内容等

【調査対象】

○平成27年度履行状況調査の結果、ガイドラインに基づく体制整備・運用に未履行があると判断され、管理条件を付与された2機関（中央大学、都留文科大学※）のうち、平成28年4月1日にフォローアップ調査報告書の提出のあった中央大学について調査を行った。

※都留文科大学（履行期限：平成28年9月3日まで）については、平成28年3月17日にフォローアップ調査結果を既に取りまとめている。

【調査内容】

○機関に付与した管理条件（改善事項）の履行状況について把握した。

【調査体制・方法】

○「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」において、所要の調査審議を実施した。

○機関が提出する調査報告書等に基づき、「書面調査」を実施した。

3. 調査経過

平成27年 8月26日	有識者会議 フォローアップ調査の実施方針の審議・決定
9月4日	管理条件の付与 文科科学省による進捗状況のフォロー開始
平成28年 4月1日	中央大学が調査報告書等を提出 書面調査開始
4月20日	有識者会議 フォローアップ調査結果の審議・決定

4. 調査結果の総合所見

- 平成27年度履行状況調査において、中央大学に対し、「懲戒に関する規程の整備」を改善事項とし、その履行期限を平成28年9月3日とする管理条件を付与した。
- 本フォローアップ調査においては、当初文部科学省に対し提出された履行計画の履行予定日から、就業条件変更の手続きの遅延によって履行が遅れたものの、履行計画の変更を行った後は適切に履行に取り組み、改善事項について履行されたことを把握した。
- したがって、中央大学に付与した管理条件を解除し、フォローアップ調査を終了することとする。
- 今後も、引き続き、公的研究費の管理・監査体制について不断の改善を図っていくことが求められる。
- 詳細な調査結果は別紙のとおり

5. 今後の取組

- 調査の結果は、当該機関に通知するとともに、文部科学省ホームページで公表する。

平成27年度フォローアップ調査結果

機 関 名	中央大学
-------	------

【総合所見】

本フォローアップ調査においては、当初文部科学省に対し提出された履行計画の履行予定日から、就業条件変更の手続きの遅延によって履行が遅れたものの、履行計画の変更を行った後は適切に履行に取組み、改善事項について履行されたことを把握した。

したがって、付与した管理条件を解除し、フォローアップ調査を終了することとする。

また、今後も引き続き、公的研究費の管理・監査体制について不断の改善を図っていくことが求められる。

【機関に付与した管理条件】

改善事項：

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

【懲戒処分について】

- 懲戒の種類及びその適用に必要な手続等を明確に示した規程等を定めること。

履行期限：平成28年9月3日

【管理条件（改善事項）に係る実施状況】

専任教職員についての懲戒規程は既に整備されているが、専任教職員以外の職種の懲戒に関する項目に不備があり、以下の規程・規則について、平成27年12月7日改正の手続きを行い、過半数代表者からの意見を付して労働基準監督署への提出の上、平成28年4月1日に施行している。

1. 中央大学嘱託職員就業規則
2. 中央大学パートタイム職員就業規則
3. 中央大学ティーチング・アシスタントに関する規程
4. 中央大学リサーチ・アシスタントに関する規程
5. 中央大学研究開発機構に関する規程